



自己申告制度による EPA(経済連携協定) 税率適用について

日頃は弊社のサービスをご利用いただき誠にありがとうございます。

自己申告制度とは、EPA 税率の適用を受けるための方法として、輸出者、生産者又は輸入者が自ら EPA 締結国・地域の原産品である旨の申告書を作成・提出する制度のことです。これにより EPA 締結国・地域からの原産品であると認められた際には各 EPA 締結合意条件による特惠関税率が適用されます。

お客様が輸入される貨物がEPA税率適用対象品目であり、一申告あたりの課税価額の総額が20万円を超える物品(大額)の自己申告制度によるEPA税率適用を希望される場合、物品の課税価額の総額に応じて税関への要求手続きが必要となります。

上記に該当する物品の自己申告制度によるEPA税率の適用を希望される場合には、弊社運送状番号をご準備の上、貨物到着前に弊社カスタマーサービス(0120-599-868)までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

なお、EPAおよび自己申告制度に関するご質問・お問い合わせは、弊社では承っておりません。お客様ご自身で、税関・関係省庁・ジェトロ等にてご確認くださいませようお願いいたします。

一申告あたりの課税価額の総額が20万円を超える物品(大額)の場合：

輸入申告時、「原産品申告書」、「原産品申告明細書」ならびに「証拠書類」の提出が必要となります。これらすべて輸入者様ご自身で、書面が適正な記載であるかの確認、準備をしていただく必要がございます。また、輸入許可を得るまでに相応の日数を要することとなります。

※書類不備により、特惠税率適用が否認された結果、適用税率に変更があった場合、過少申告加算税の対象となる場合があります。

※一申告あたりの課税価額の総額が20万円以下の物品(少額)の場合にはお手続きは不要です。

※少額貨物の詳しい定義は、「一般特惠関税マニュアル」等でご確認頂けます。

※現在、自己申告制度が利用できる経済連携協定：日豪EPA(2015年1月15日発効)、TPP11(2018年12月30日発効)、日EU EPA(2019年2月1日発効)